

公益財団法人医療機器センター附属医療機器産業研究所  
運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人医療機器センター定款第4条第1項第2号の規程に基づき実施する公益財団法人医療機器センター附属医療機器産業研究所（以下、研究所）の運営等について必要な事項を定め、医療機器産業に関する調査研究活動等の推進に資することを目的とする。

(事業)

第2条 本研究所は、次の事業を行う。

- (1) 医療機器産業に関する国内外の実態分析、実証研究
- (2) 刊行物、資料等の作成又は発行
- (3) 研究会等の開催
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(研究所の運営)

第3条 本研究所の運営のため、医療機器産業に関する産学官の有識者からなる運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会についての必要な規程は別途定める。

(運営費用)

第4条 本研究所の運営は、本研究所の研究活動の円滑な実施に協力・支援しようとする者からの研究協力費、公的研究費、受託研究費等からの費用により行う。

(その他)

第5条 本研究所の運営について、この規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。